

- 2面◆平成28年度下半期の区の財政状況
- 3面◆情報公開・個人情報保護制度について
- 8面◆自転車の事故 遭わない、起こさない

東京都議会議員選挙

あなたの声を都政に反映させる貴重な機会です。大切な一票を無駄にしないように、必ず投票しましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

投票日は**7月2日(日)** 午前7時～午後8時

荒川区で投票できる方

投票日現在18歳以上（平成11年7月3日までに生まれた方）の日本国民で、荒川区の選挙人名簿に登録されている方です。

※荒川区へ転入した場合は、平成29年3月22日までに荒川区へ転入の届け出をした方

住所を移した方

荒川区へ転入した方

平成29年3月23日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票できません。

※前住所が東京都内で選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。その際、荒川区長が発行する「選挙用住民票」を持参すると、確認に伴う時間が省略できるため、スムーズに投票することができます

荒川区から都内の区市町村に転出した方

平成29年2月23日以前に転出した方は、荒川区では投票できません。

①平成29年2月24日～3月1日に転出した方は、荒川区で期日前投票ができる期間があります。期日前投票ができる期間は転出した日によって異なります。（投票日当日の投票はできません）

②平成29年3月2日以降に転出した方は、荒川区で投票できます。

※①・②の場合、現在お住まいの区市町村長の発行する「選挙用住民票」を持参すると、スムーズに投票することができます
※新住所地の選挙人名簿に登録された方は、荒川区で投票できません

荒川区から都外へ転出した方

東京都の選挙であるため投票できません。

荒川区内で転居した方の投票所

荒川区の選挙人名簿に登録されていて、区内で住所を移した方の投票所は次のとおりです。

▶平成29年6月2日までに転居の届け出をした方…新住所地の投票所

▶平成29年6月3日以降に転居の届け出をした方…旧住所地の投票所



点字投票・代理投票

目の不自由な方は「点字投票」ができます。また、心身に障がいがある等の理由で投票用紙に記載することができない方は、投票所の職員が本人に代わって記載する「代理投票」の制度があります。投票所の職員へ申し出てください。

候補者を知るには

選挙公報

候補者の政見等を掲載した選挙公報は、各戸配布します。区役所、各区民事務所・ひろば館・ふれあい館・駅スタンド等にも設置するほか、荒川区のホームページからもご覧になれます。

ポスターの掲示

候補者の選挙運動用ポスターは、区内244か所に設置したポスター掲示場でご覧ください。

投票日に投票所へ行けない方

投票日に投票所へ行けない方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

期日前投票

時間 午前8時30分～午後8時

期間	会場
6月24日(土)～7月1日(土)	区役所本庁舎1階ロビー
6月25日(日)～7月1日(土)	南千住駅前ふれあい館
	荒川総合スポーツセンター
	町屋文化センター
	荒川区シルバー人材センター・荒川授産場
	あらかわ遊園スポーツハウス
	日暮里区民事務所

不在者投票

▶出張等で区外に滞在している方

滞在先の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

※投票用紙等の請求方法は、お問い合わせください

▶不在者投票ができる病院、老人ホーム等に入院・入所している方

病院長等に申し出ると、その施設で不在者投票ができます。

▶郵便等投票証明書の交付を受けている方
6月28日(木)までに投票用紙を請求してください。

開票

時間 7月2日(日)午後9時から

会場 荒川総合スポーツセンター大体育室

※参観席は3階です（荒川区の選挙人名簿に登録されていない方は参観できません）